HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	諸外国における「合理的配慮」の捉え方と大学における支援の取り組み ： 関係者への聞き取り調査から見えること
Author(s)	青木, 麻衣子; 鄭, 惠先
Citation	日本語・国際教育研究紀要, 28, 1-37
Issue Date	2025-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94298
Type	departmental bulletin paper
File Information	28_p1-37.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

諸外国における「合理的配慮」の捉え方と大学における支援の取り組み

－関係者への聞き取り調査から見えること－

要　旨

本特集は、日本でも2024年4月以後、すべての事業者に義務化された合理的配慮の提供が、イギリス、カナダ、オーストラリア、韓国の大学でどのように捉えられ、かつどのように運用されているのかを、主として、日々かれらの支援に携わる現場の担当者に対する聞き取り調査から明らかにすることを目的としたものである。イギリス、カナダ、オーストラリアのいわゆる西洋諸国では、障害の「社会モデル」に基づき、予測型の積極的支援が提供されているのに対し、「医学モデル」の傾向が色濃く残る韓国では、障害とそれ以外の精神疾患等とを明確に区分した支援体制がとられていた。また、いずれの国・地域でも、障害や特性を持つ学生に対する配慮・支援の必要性・重要性は広く共有されているが、何をもって「合理的」とするのかについては、それぞれの国・地域の社会的背景や状況に即したちがいも見られた。近年、精神疾患や発達・学習障害等、外見からはわかりにくい障害・特性を抱える学生の数が急増するなか、大学をはじめとする高等教育機関においては、インクルーシブ教育や学びのユニバーサル・デザイン等、大学全体の教育・支援のあり方に修正を迫る理念の共有も求められている。個々の学生に公正・公平な学びの機会を保障するとともに、教育基準や学位・資格等の質をいかに保証していくのか、その在り方についての検討が、今後一層求められる。

〔キーワード〕合理的配慮、合理的調整、
障害の医学モデル・社会モデル、発達・学習障害、
精神疾患、大学

【特集報告　目次】

Ⅰ．研究の概要と本特集の構成　青木麻衣子・鄭　惠先

Ⅱ．西洋諸国の大学における合理的配慮を必要とする学生への支援と現状
青木麻衣子

Ⅲ．韓国の障害関連法案と「合理的配慮」運用上の特徴
－韓国の大学での聞き取り調査の結果をもとに－　鄭　惠先

Disability Student Support and the Provision of Reasonable Accommodation at Universities in Various Countries: From interviews with related staff in some universities

Abstract

The aim of this feature articles is to clarify how the provision of reasonable accommodation, which has been made compulsory for all business owners in Japan since April 2024, is understood and implemented at universities in the UK, Canada, Australia and South Korea, based mainly on interviews with those involved in providing support on a day-to-day basis. In the Western countries of the UK, Canada and Australia, proactive support is provided based on the 'social model' of disability, whereas in South Korea, where the 'medical model' still has a strong influence, a support system is in place that clearly distinguishes between disability and other mental illnesses. In addition, while the need for consideration and support for students with disabilities and special characteristics is widely shared in all countries, there were differences in what is considered to be 'reasonable' depending on the social background and circumstances of each country. In recent years, the number of students with disabilities that are not easily apparent from appearances, such as mental illness or developmental or learning disabilitie, has been increasing rapidly. In universities, there is a need to share the ideals such as inclusive education and universal design for learning, but there is also a need for further consideration of how to guarantee fair and equitable learning opportunities for individual students, as well as how to guarantee the quality of educational standards.

【Keywords】 reasonable accommodation, reasonable adjustment, medical and social models of disability, developmental and learning disabilities, mental illness, university

Ⅰ.研究の概要と本特集の構成

青　木　麻衣子・鄭　　惠　先

1.　本特集の趣旨

日本では、2016 年に交付された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」により、2024 年 4 月から、すべての事業者で合理的配慮の提供が義務化された。国公立大学では、私立大学に先駆け、2021 年にこの義務化がスタートしたため、大学の規模等によるちがいはあるものの、各大学で物理的環境を中心に整備が進められてきた。

日本学生支援機構によると、国公私立を問わず、現在、高等教育機関に在籍する学生総数の約 1.8％が何らかの障害・特性を抱えており、そのうち最も多いのが、精神障害（32.6％）で、それに病弱・虚弱（26.1％）、発達障害（20.1％）が続いている（日本学生支援機構 2024：10）。これらの、いわゆる外見からはわかりにくい障害・特性を持った学生に対する対応は、近年のアクティブ・ラーニングの推進により、大学の授業でも協働が求められる状況下においては、今後一層増えていくものと思われる。

しかし、合理的配慮にかんしては、各大学ともにその重要性・緊急性は認めているものの、個人情報保護の観点からもその共有が難しく、研究の蓄積もそれほど多くないのが実情である。特に教室内での活動では、配慮の提供の可否も含め、教員の判断に任されている部分が多く、例えば、ペアワーク、グループワークを活動に含むことが多い日本語の授業では、それらの活動への参加に困難を感じている、精神障害や発達障害などの特性を持つ学生への対応に苦慮している教員も少なくない。

本稿は、このような状況を背景に、日本よりも早く障害者差別禁止に乗り出し、かつ多様な背景を持った学生を擁する諸外国の大学の状況を見ることにより、合理的配慮を必要とする学生が、実際に、大学でどのような立場に置かれ、かつどのような配慮を受けているのか、また、教員にはどのような支援が提供されているのかを明らかにする。結論を先に述べれば、国・地域にかかわらず、障害や特性を持つ学生に対する配慮・支援の必要

性・重要性は広く共有されている。しかし、何をもって「合理的」とするのか、配慮・支援を提供する上で前提とされる条件は何かについては、それぞれの国・地域の社会的背景や状況に即したちがいが見られる。またそれは、配慮を必要とする個々の学生の権利や教育ニーズの充足とともに、大学としての教育の基準・質の維持の両立をめぐる調整と捉えることもできる。本稿をとおして、合理的配慮の提供をめぐる対応が提起する、より本質的な課題についての検討も喚起できればと考える。

本研究では、移民をはじめ国内に多様な背景を持った人々が住み、かつ留学生を多く受け入れるイギリス、カナダ、オーストラリアの三カ国・地域に加え、同じアジアに位置する韓国を調査対象とした。それぞれ、先行研究および政策文書・報告書等の分析に加え、実際にいくつかの大学を訪問し関係者に対する聞き取り調査を行い、各大学における取り組みの実態や課題を明らかにすることに努めた[1]。

現場の声・視点を重視する、障害学生支援にかんする研究については、数はそれほど多くはないものの、特に障害者差別解消法の制定以後、海外の大学における体制・制度を紹介した報告等がいくつか見られる。例えば、イギリス・ケンブリッジ大学の Disability Resource Centre の取り組みを取り上げた三好（2019）や、ロンドン大学等複数の大学の訪問調査について報告する中本（2019）等があげられる。本稿は、これらの調査報告等を参考にしつつ、複数の国・地域の大学の取り組み・状況を紹介し、障害の医学モデル・社会モデルを視点に、障害学生支援のあり方と課題を検討するものである。

調査にあたっては、各大学の担当者に、事前にメール等で調査への協力を依頼する際に本研究の目的や内容、成果の公開方法等について説明し、同意を得た上で面談に臨んだ。本稿では、研究倫理の観点から大学名は明らかにしないが、個々の大学の取り組みや努力を示すことにより、現場で支援にあたる教職員が、日々どのような考えに基づき障害・特性を持った学生に対応しているのか、その一端を示すことができればと考える。

2. 「障害」を捉える二つのモデルと「合理的配慮」

各国・地域の事例の紹介・検討に入る前に、「障害」を捉える二つのモデルについて、すでに広く共有されてはいるものの、ここで改めて言及

しておきたい。2006 年に国連で採択された「障害者の権利に関する条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities、略称「権利条約」）」では、障害によって生じるさまざまな社会的障壁（バリア）を減らし、最終的に障害のある人もない人も尊重される社会を実現するために、障害の「社会モデル」が提唱された。従来、障害についての議論では、それを病気・事故などから生じる身体的な損傷と限界と定義し、個人の問題と位置付ける「医学モデル」（もしくは「個人モデル」）アプローチが一般的だったが、この権利条約では、障害を社会が作り出す障壁と考え、その解決に社会的責任を問う「社会モデル」が基本方針とされた。このような障害を捉える視点のちがいは、本稿でも分析の柱としているが、それぞれの社会における障害関連法案の内容や合理的配慮の提供対象範囲等、さまざまな側面で異なる様相を見せている。

ただ、同じ「社会モデル」でも、イギリスの社会モデルは、インペアメントとディスアビリティを全く関連性のないものとして捉え、障害者の困難は後者から起因するもの、すなわち社会が生み出すものという図式に立つのに対して、アメリカの社会モデルは、障害者の困難とはインペアメントとディスアビリティ（社会的障壁）との相互作用で生じた不利益だと位置付ける点でちがいがある（梅木 2014：85）。前者のイギリス・モデルは、権利条約をはじめ、障害に対するこれまでの見方に転換をもたらしたが、このような困難・不利益の原因を二分するこの考え方には、①ディスアビリティを社会的構築物と定義する一方で、インペアメントを生物学的な事実として本質化し、かつ②障害者の経験にとって重要な位置を占めるインペアメントを無視／軽視する危険性があるとの批判もある。特に後者にかんしては、身体障害を理論構築の基礎とする、イギリス型社会モデルにおける治療やケアの軽視、さらには近年急増する発達障害や精神疾患への対応の難しさも指摘されている（秋風 2018、白田 2014 など）。

また、権利条約においては第 2 条において、「合理的配慮」の提供について、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定められているが、合理的配慮がいかなる範囲かつ内容で実現されるかについては各国・地域の裁量に委ねられて

いるため、この「過度の負担」についても、その解釈をめぐってさまざまな議論がなされている。

そのため、各国・地域の障害者差別解消にかかわる政策・制度が、どのような考えに基づき成り立ち、運用されているのか、かつ合理的配慮がどのように捉えられ、かつどの程度・どのように提供されているのかを、具体的に整理していく必要があるだろう。本稿では、このような背景から、大学を事例に各国・地域の取り組みを見ていく。

3. 本特集の構成と調査から明らかにされたこと

本特集では、イギリス、カナダおよびオーストラリアの、いわゆる西洋諸国の大学における取り組みと韓国の大学における取り組みとに区分して紹介する。この区分は、先に言及した障害を捉える二つのモデルの区分に依拠したものである。

結論を先に述べると、イギリス、カナダ、オーストラリアのような「社会モデル」アプローチの国・地域では、行政上の障害認定のほかにもさまざまな学生の属性・背景が配慮の対象となっており、よりインクルーシブな対応が求められている。一方、「医学モデル」アプローチの傾向が色濃く残っている韓国では、障害とそれ以外とを明確に線引きして支援を提供しており、特に精神疾患等の問題を抱える学生に対しては、合理的配慮とは異なる体制の整備が進められている。しかし、いずれにせよ、配慮・支援を必要とする対象とその内容には拡がりが見られ、何らかの対応が必須であるとの認識は共有されている。

このような現状に照らすと、大学をはじめとする高等教育機関においては、個々の学生に公正・公平な学びの機会を保障するとともに、教育基準や学位・資格等の質をいかに保証していくのか、その在り方についての検討が、今後一層求められると言える。この二つの「ほしょう」の両立を考える上で、本調査でも何度も言及のあった、インクルーシブな授業形態や学びのユニバーサル・デザインといった考え方は、限られた資源・労力で個別の対応・支援が求められる合理的配慮・調整においては重要かつ必要不可欠なアプローチであろう。しかし、義務教育ではない、研究・専門重視の高等教育機関においては、その考え方や理念の転換は容易ではない。すでに多くの大学で取り組まれていると思われるが、ガイドブックの作成・

配布やFDの実施等、教職員に対する地道な取り組みとともに、抜本的な発想の転換を可能とする手段についても考えていかなければならないだろう。

付記：本研究は、科研費（基盤C「国際共修授業における多様性の捉え直し：合理的配慮が必要な留学生への対応をめぐって」20K02931）による調査研究の成果をまとめたものである。

引用文献：

秋風千恵（2018）「軽度障害者の語りにみるディスアビリティ経験」『フォーラム現代社会学』17，pp.175-187.

梅木幹司（2014）「障害者の権利条約の視点からの障害概念の検討」『Bulletin of Yamaguchi University of Human Welfare and Culture』Vol.8, pp.83-87.

白田幸治（2014）「障害の社会モデルは解放の思想か？―精神障害のとらえがたさをめぐって―」『Core Ethics』Vol.10，pp.121-130. 等を参照のこと。

中本陵介（2019）「英国の大学における障害学生支援センター調査報告―各大学における支援の特徴に注目してー」『高等教育フォーラム』Vol.9，27-38.

日本学生支援機構（2024）『令和5年度（2023年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査報告書』（https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_syugaku/__icsFiles/afieldfile/2024/11/11/2023_houkoku_3.pdf，2025年1月23日アクセス確認）

三好智子（2019）「イギリスのケンブリッジ大学Disability Resource Centreの取り組みから発達障害学生の支援について考える」『高等教育と障害』1（1）pp.84-97.

注：

[1] それぞれの訪問調査期間と訪問者は、以下のとおりである。イギリス：2023年3月6-9日（髙橋・青木）、カナダ：2024年3月12-19日（鄭・青木，現

地にて朴・赤井)、オーストラリア：2023年8月14-18日および2024年8月18-24日(青木)、韓国2023年9月10日-15日(鄭・青木)

Ⅱ．西洋諸国の大学における合理的配慮を必要とする学生への支援と現状

青　木　麻衣子

1.　はじめに―調査の目的と方法

本稿では、イギリス、カナダ、オーストラリアの大学における障害学生に対する支援体制と各大学における調整・配慮等の取り組みを明らかにする。これらの3カ国・地域は、いずれも、＜Ⅰ．特集の趣旨＞で示した障害の「社会モデル」を基盤とした体制を敷いており、各大学では、国・州等の定める法律等に従い、障害登録をはじめとする公的認定を受けた学生を主たる対象に支援を提供しているが、近年急増する発達・学習障害や精神疾患等、外見からはわかりにくい障害・特性等を持つ学生も配慮・調整が受けられるよう整備を進めている。しかしながら、同じ「社会モデル」とはいえ、それぞれの国・地域における障害者施策、障害者差別差別禁止施策および社会背景等により、その重点や内容にはちがいが見られる。本稿では、それらのちがいを明らかにするとともに、共通に進める取り組みや直面する課題から、大学における支援のあり方を考えてみたい。

2.　イギリス

2.1　イギリスにおける法整備とその特徴

イギリス（イングランド）では1970年代から、障害の定義を、インペアメントとディスアビリティとに分けて考え、障害の「社会モデル」を主張してきた。ここでいうインペアメントとは「手足の一部または全部の欠損、身体に欠陥のある肢体、器官または機構を持っていること」であるのに対し、ディスアビリティは「身体的なインペアメントを持つ人のことを全くまたはほとんど考慮せず、したがって社会活動の主流から彼らを排除している今日の社会組織によって生み出された不利益または活動の制約」を意味している（石尾2008：38）。はじめに言及したように、このような区分・解釈

には批判もあるものの、障害をインペアメントという「個人的」次元とディスアビリティという「社会的」次元に区分することで、障害者の権利保証にかんする社会的責任の範囲を明確にし、障害者の生きづらさの解消に社会が責任を持って取り組む必要があると指摘した点は、その後の影響力も含め、意義がある。

イギリスにおける障害者差別について、現在、その法的根拠とされるのは、平等法（Equality Act, 2010）である。同法は、障害だけでなく、年齢、性別および性的指向、人種、宗教・信条等も保護の対象としており、公的機関はもちろん、労働、教育などさまざまな場面における差別を禁止し、平等の促進を奨励するものである[1]。2010年にこの法律が制定される以前は、個別に制定された差別禁止法により平等の促進・強化が図られていたため、障害に起因するものについては、障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act: DDA, 1995）がその基礎を構築してきたと言える。

平等法が禁止する障害を理由にした差別は、直接差別、起因差別、間接差別、合理的調整（reasonable adjustment）の不履行である（杉山2017：16）。合理的調整義務には、反応型と予測型の2種類があるが、大学は、サービス分野に適用される予測型の合理的調整を行うこととされている。すなわち、障害者が被る不利を緩和・除去するために必要な合理的配慮を予測して、かれらの教育機会を保証するために、積極的措置を講じるよう求められている。

このようにイギリスでは、早くから、障害の「社会モデル」が提唱されてきたが、同国における障害者差別禁止を考える上で特筆すべきもう一つの特徴として、世界的にもいち早くインクルーシブ教育が提唱されてきた点が挙げられる。1978年の「障害者（児）教育調査委員会報告書（ウォーノック報告）」では、「特別な教育的ニーズ（Special Education Needs）」という考え方が提示された。これは、医学的な診断に基づく障害のカテゴリーとは異なる概念で、「対象となる子どもが同年齢の子どもと比較して、学習において有意に困難さが認められる場合、特別な教育的措置が必要となる」ことを意味している（是枝2014：268）。イギリスでは、この報告を受け、1981年に「教育法」が成立し、すべての子どもが適切な教育が受けられるよう、体制の整備が進められてきた。このような考え方は当然、大学をはじめとする高等教育にも影響を与えている。

2.2　大学における障害学生に対する支援の現状

1995年の障害者差別禁止法（DDA）は、イギリス社会のあらゆる側面における障害者差別をなくすことを目指したものであったが、教育はその対象には含まれていなかった。しかし、各大学においては、1990年代以降、障害者に対する調整を行う専門部署（Disability Service Office）の設置や専門職員の配置をはじめ、支援体制の整備が進められてきた。2006年のDDAの改正により、当初は実質的に免除となっていた高等教育機関における障害者への対応が明記され、大学は障害のある学生に対する方針や取り組みを具体的に示すことが義務づけられた。そのため現在では、各大学においても、一定の枠組みに沿った支援が提供されていると言える[2]。

イギリスにおける障害者支援において重要なのが、障害学生手当（Disabled Students' Allowance: DSA）である。これは主に政府が担う財政支援であり、支援を必要とする学生個人が、政府の承認した機関でニーズアセスメントを受け、医療費以外の財政支援を受けることができる（三好2019：86）。1990年にDSAの支給が開始されて以後、対象者数は飛躍的に増加しており、「障害」学生数自体の増加を反映している（青木ほか2001：218）。

高等教育統計局の報告によれば、少し古いデータにはなるが、2019/20年度に何らかの障害があると回答した国内学生は、全学生の17.3%であった。この数字には、2014/15年度から約50％の増加が見られるが、なかでも精神疾患（mental health condition）の急増（同時期に184%増）が著しい。また、いわゆる身体障害は、全体の15％弱であり、障害のなかで多くを占めるのは、学習障害（34%）および精神疾患（28％）等、外見からはわかりにくい障害・疾患であった（Hubble and Bolton 2021: 3）。別の報告によれば、このまま障害を持つ学生の数が増えていけば、2033年には、障害学生の割合が全学生の1/3にまで上昇することが示されており（Disabled Students UK 2023: 4）、かれらの学生生活の質の向上を図るためにも、また大学運営を円滑に行う上でも、全学生を対象とする大学におけるサポートの充実が必要であろう。

後述するA大学の事例に見られるように、大学で障害を理由に支援を必要とする学生は、専門部署のサポートを受けつつ、DSAを申請する。その際、法律で定められた「障害」の条件を満たす必要があるため、公的書類による

証明が必要とされる。一方、困難を抱えていてもDSAが認められない／申請できない学生に対しては、学生福祉（student welfare）の範囲でサポートが提供される。

2.3　大学における支援体制―訪問調査からうかがえること

イギリスでは複数の大学を訪問し、支援に携わる職員を対象に聞き取り調査を行ったが、本稿では1校の事例を紹介したい[3]。A大学は、1960年代創立の研究大学で、公開されている情報によれば、学生数は学部生が約18,500人、大学院生が約10,000人在籍する。一方、教職員数は、教員等が約2,650人、専門職および事務職員が4,550人である。担当者へのインタビューによれば、後者のうち学生福祉専門の職員は175名でうち障害学生専門の職員は約30名とのことであった。

障害学生に対する支援にかんしては、主に、障害学生専門の部署が、学業、生活、カウンセリング等にわたり、すべてをサポートしている。イギリスの大学では、基本的に、1年次はすべてキャンパス内の寮で生活し、2年次以後、キャンパス外で生活することを求められる。しかし、障害学生にかんしては、移動に困難を抱えていること、安全・安心な住環境を保証する必要があることから、在学生活全体をとおしてキャンパス内での居住が可能である。担当職員によれば、キャンパス内に居住し学生生活を送ることで、かれらの大学に対する帰属意識を高める効果もあると言う。先に言及したように、障害学生は一定の条件を満たせばDSAの受給が可能である。そのため、大学をとおして申請する、当該学生に提供される経費等を集約することで、必要な工事費用等を賄うこともできるため、かれらのニーズに即した整備も行える。

一方、学業上の支援にかんしては、チューターやメンターの制度を設け、1対1はもちろん、学生同士のピアメンタリングやグループでのセラピー等も実施している。スタディ・スキルにかかわる支援は、学生本人の申し出により、1年次には毎週1回（計30回）の面談の後、2年次以降は学生の希望等に応じて継続する。近年、先に見たように、学習障害等を抱える学生も増えており、学生によっては、教員からの助言でこの制度を利用する者もいる。しかしながら、各学部等とは、必要に応じてコミュニケーションはとるものの、学生との信頼関係や守秘義務の観点から、学内の別個のサー

ビスという意識で運営することが心掛けられている。

現在、A大学においては、約3,000人の学生が合理的調整の申請をしており、そのうち実際に約半分が何らかの調整が必要だと言う。定期試験の実施や授業中の教室での座席の配置等、すでにイギリス全体で同じ手続きが取られている調整もあるが、個別の対応が必要なケースも少なくない。担当者によれば、申請人数も増えているため、大学入学前に申請を行っても、入学時にすぐにサポートが受けられないケースもあると言う。学生支援および障害学生担当部署の強化も必要だろうが、大学全体として、全学生を対象としたサービスの内容・質の転換を図る等、抜本的な改革が必要な時期にきているのかもしれない。

3. カナダ・オンタリオ州

3.1 カナダ・オンタリオ州における法整備とその特徴

カナダでは、1960年のカナダ権利章典で人権の保障が謳われ、その後1977年のカナダ人権法および1982年の「カナダ権利自由憲章、通称カナダ憲章（1982年憲法）」において、人々を差別から守るための法律が定められた。このカナダ憲章では、世界で初めて憲法に障害者の平等権が明記された（品田・岡2016：30）。各州・準州政府には、独自の人権規則もあり、本稿で事例とするオンタリオ州では現在、オンタリオ州人権条例と「オンタリオ州障害者のためのアクセシビリティ法（Accessibility for Ontarians with Disabilities: AODA）に基づき、障害者の権利が保障されている。

AODAは、2005年に施行され、2025年1月1日までに、オンタリオ州における商品、サービス、施設、宿泊施設、雇用、建物、構造物、敷地内におけるアクセシビリティの達成を目指すものである。この法律は、政府、民間機関、非営利団体、公的機関に広く適用され、当然、大学をはじめとする教育機関もこれに従う必要がある。

AODAにおいて「障害」とは、視覚・聴覚・身体的障害はもちろん、精神障害、発達・知的障害および精神疾患を含む。また、カナダでは、いわゆる「合理的配慮」を示すことばとして、イギリスや後述するオーストラリアで用いられる調整（adjustment）ではなく、「配慮（accommodation）」が使用される。同国において、合理的配慮とは、障害の差別なく平等に扱われる権利を保障することを意味し、大学においては学生の権利であり、大学の

義務と見なされている。

カナダにおいて最初に合理的配慮の概念が用いられたのは、障害ではなく、宗教差別の事案を扱った事例であった（品川・岡2016：30）。その後、合理的配慮は、1986年にオンタリオ州人権法に雇用主の障害者に対する義務として組み込まれ、ガイドラインの策定を導いている。この背景には、カナダが多様な言語・文化的背景を持つ人々を国内に抱える多文化国家であり、1971年に世界に先駆けて多文化主義を国是としたという事情があるが、ここに多様な「人権」を尊重するカナダの姿勢がよく表れている。

3.2　大学における障害学生に対する支援の現状
―訪問調査からうかがえること

カナダ・オンタリオ州では、州都にあるB大学[4]と郊外にあるC大学[5]を訪問し担当者への聞き取り調査を行った。B大学は、1820年代創立の研究大学で三つのキャンパスを持つ。学生数は、学部生が約76,000人で、大学院は約22,000人である。そのうち、留学生が全体の1/3（約28,500人）を占める。一方、教職員数については、教員等が約16,500人、専門職および事務職員が9,700人である。三つのキャンパスのうちメイン・キャンパスには、学生支援にかかわる専門部署が置かれているが、各学部・大学院にもそれぞれアクセシビリティ・アドバイザーが配置されており、学生はそれぞれの所属組織で個別に相談を行うことができる。

B大学において障害や特性等を理由に合理的配慮を受けるには、他国・地域の大学と同様に、公的書類の提出が求められる。学生は、オンラインで申請の後、アクセシビリティ・アドバイザーとの面談により、具体的な疾患・症状とともに、これまでの学習経験・困難や希望する配慮について相談し、支援内容の決定を受ける。B大学では、学習支援はもちろんのこと、ICTの活用やそのための助成金の申請、実験支援、ピア・メンターによる支援等さまざまな支援が提供されている。授業内での支援を受けるためには、学期開始前に、学生自ら担当教員に連絡し、アクセシビリティ・アドバイザーによる助言等に基づき、支援内容を決定する必要がある。具体的には、授業で求められる作業量・活動量の軽減や定期試験等での配慮、1週間を上限とする課題提出期限の延長、通院等医療上の理由による欠席に対する配慮、ノート・テイキング支援等が行われる。

B大学では、現在、全学生数の約8%が合理的配慮を必要とする学生として登録されており、イギリス同様に、近年は、目に見えない・表立ってはわからない障害・特性を持った学生が増加しているという。そのため、今後は、上記した一般的な支援に加え、各学生の状況やニーズに照らした、配慮・支援の個別化が求められると考えられる。

一方、B大学のある州都から電車で3時間ほどの郊外にあるC大学は、神学校を基盤とする、カナダで最も古い大学（カレッジ）の一つである。1860年代に同地域の大学に統合され、現在ではその大学の一部として、授業はもちろん、学生支援についても、カレッジ固有のプログラム・サービスとともに、大学本体が提供するものも受けることができる。大学全体の学生数は約35,000人で、うち学部生が約28,000人、留学生が約4,700人である。一方、カレッジに在籍する学生数は、約1,800人である。大学全体の教職員数については、教員等が1,500人、専門職および事務職員2,700人とされている。

C大学における合理的配慮について、その最大の特徴と言えるのは、「配慮（accommodation）」と「考慮（consideration）」という二つの支援を区別して提供していることである。「配慮」は、大学本体のアクセシビリティ・センターにより提供されるもので、人権法に基づく障害のある学生を対象としたものである。学生は、先のB大学における手順と同様に、障害・特性を証明する公的な書類をもとに、障害学生のためのオフィス（Office for Students with Disabilities：OSD）に配慮申請を行う必要がある。基本的に、支援は長期にわたることが多い。

一方、「考慮」にかんしては、人権法で言う「配慮」の範疇にはないものの、配慮・支援を必要とする場合に適用される。こちらは、主にカレッジの学生を対象としたものである。例えば、ペットが死んでしまった、あるいは恋人と別れた等の理由で、一時的とはいえ、学生が心神喪失状態にある場合、カレッジのアカデミック・アドバイザーとの面談により、配慮・支援が提供されることがある。ただ、考慮にかんしては、必ずしも配慮・支援の必要はないことから、申請があったとしても、それが担当教員には認められないこともある。

「考慮」申請の具体的な手順は、以下のとおりである。ここからわかるように、アカデミック・アドバイザーは、学生に対し手厚いサポートを提供

するとともに、担当教員とのパイプ役として重要である。

① 考慮を必要とする学生は、申請書と考慮を必要とする理由を証明する文書(support documents)を提出
② アカデミック・アドバイザーが内容を確認し推薦書を作成，学内のエクストラネットを利用して担当教員に提出，その際含まれる項目は以下のとおり
  ✓ 評価の種類(試験、エッセイ、課題等)
  ✓ 理由(試験にかかわる困難、病気によるもの等)
  ✓ 有効期限
  ✓ 当該学生が障害を理由に支援を受けているか否か
  ✓ (該当する場合には) アカデミック・アドバイザーによる補講日についての追記
③ アカデミック・アドバイザーが担当教員と学生を繋ぎ、詳細の検討に進むよう指示，学生はエクストラネットでも通知を受信
④ 担当教員はエクストラネットで通知を受信，許諾を回答，懸念等ある場合には、アカデミック・アドバイザーがフォローアップ
⑤ 学生は、最終的な承認(許可)と考慮の詳細について相談，どのような考慮がなされるかは教員の裁量次第
⑥ 担当教員は学生に考慮の詳細について連絡，試験日程や形式の変更等については、試験センター等にも連絡

2022-23年度に、C大学でアカデミック・アドバイザーが相談を受けた学生は、全学生数の約8%であるという。この数字には、考慮だけではなくC大学につなぐ配慮も含まれることから、先のB大学の数値と比べても、それほど高いとは言えないかもしれない。しかし、同カレッジのアカデミック・アドバイザーは5人で、うち一人は留学生担当である。1年次には、学生一人に必ず一人のアドバイザーがつくことになっており、かつ上述した考慮の手続にも伺えるように、相談1件あたりにも相当の時間がかかることから、一人あたりのアドバイザーの負担は少なくない。とはいえ、担当者の話では、カナダでは初等中等教育段階ではホリスティック・ケアが提供されているため、大学に来ていきなり自律を求められ、変化に戸惑う学

生も少なくない。そのため、配慮や考慮をはじめとする調整は必要不可欠だと言う。もちろん、先に言及したように、考慮はすべてのケースで認められるわけではない。アカデミック・アドバイザーも常に学位の一貫性（Integrity of degree）を念頭に置き、考慮内容が適切か否かを検討していると話してくれた。

このような状況に照らしたとき、「学びのユニバーサルデザイン（Universal Design for Learning: UDL）」の考え方は、C大学にとって、大きな意味を持つだろう。C大学では、AODAの運用にあたり、UDLにかんするコースを教職員対象のFDとして実施している。全15時間のコース修了者には、大学が発行する証明書（Certificate）が付与される。最短で4ヶ月、最長で2年でコースの修了が可能だが、担当者の話によれば、コースを開いてまだ時間が経っていないにもかかわらず、すでに修了者も出ており、教職員の関心は高いと言う。今後、UDLの理念の浸透が、配慮・考慮の申請にどのように影響を与えるのか、注視していく必要があるだろう。

4. オーストラリア

4.1 オーストラリアにおける法整備とその特徴

オーストラリアでは、合理的配慮を示すことばとして、先のイギリスと同様に、「合理的調整（reasonable adjustment）」が用いられている。先行研究によれば、日本でいう「合理的配慮」と同等に扱われる概念との指摘もあるが（佐々木ほか2018：158）、著者自身も認識しているように、特に高等教育にかんして言えば、障害に起因する差異（不公正）を学部・学科等で求められる基準に照らして調整する、法律で求められる義務（差別禁止・調整の提供）と学術的な基準の維持との折り合いをいかにつけるかといった、より「調整」の意味合いの強いものと考えられる。

同国において障害者差別の禁止は、1992年に制定された「障害者差別禁止法（Disability Discrimination Act：DDA）」に規定される。DDAは、国連を中心とする障害者の人権と平等を推進するための一連の活動を背景に成立した、「障害者援助法（Disability Services Act：DSA）」（1986年）を基盤に策定された。同国において障害者施策はそれまで、州政府が主体で行なってきたが、このDSAにより、連邦政府の支出で行うよう方向転換が図られ、連邦政府の責任・関与が明確化された（竹田2007：3）。

DDAでは、雇用、住居、教育、サービス等さまざまな領域で、障害に基づく差別を可能な限り取り除くことを目的に、障害や差別の定義を詳細に定めている。しかし、合理的調整の定義および概念を示す規定はなく、それが明文化されているわけでもない。そのため、教育訓練については、障害学生の権利や関係機関の法的義務および責任、さらに合理的配慮を含む、実施される可能性のある措置等が改めて検討され、2005年に「教育における障害基準(Disability Standards for Education)」が策定された。

「教育における障害基準」は、全11部で構成されるが、なかでも大きな位置を占めるのが合理的調整にかんする部分である。合理的調整は、具体的に、同基準3.4で、以下のように説明されている（Australian Government 2006:14-15)。

(1) 本基準において、障害のある学生に関する調整は、影響を受けるすべての関係者の利益のバランスをとるものであれば、合理的であるとする。
(2) 学生に対する特定の調整が合理的かどうかを評価する際には、以下を含むすべての関連する状況および利害を考慮する必要がある。
  (a)学生の障害
  (b)(3.5項に基づく)学生または学生の仲間・関係者の意見
  (c) 学生に対する調整の影響（学生への影響を含む）：(i) 学習成果を達成する能力 (ii) コースやプログラムに参加する能力 (iii) 独立性 (independence)
  (d) 教育機関、職員、他の学生など、影響を受ける他の人に対する調整案の影響
  (e)調整を行うための費用と便益
(3) 学生が在籍している、または在籍を希望しているコースまたはプログラムのコースへの調整が妥当かどうかを評価する際、提供者は、コースまたはプログラムの学力要件、および、その性質に固有または不可欠であるその他の要件または構成要素を維持する権利を有する。

この規定から分かるように、合理的調整は、障害学生の権利を守るためのものであるが、それはあくまでも他の学生をはじめとする関係者との間

において、利益のバランスをとるものであり、かつ教育訓練機関にとって費用と便益の面で「過度の負担（unjustifiable hardship）」とならないものであることが前提とされている。このバランスや過度の負担を考える上で重要なのが、上記(3)にも記載されている、障害学生に求められる「固有または不可欠なその他の要件」である。

各高等教育機関では、学部・学科もしくはコース等ごとに、必要に応じ、「固有の必要条件（Inherent Requirements：IR）」が定められている。これは、「大学の学習や評価、単位認定の整合性を保ちながら、コースの核となる学習成果を満たすような能力や知識、スキルを示す必要不可欠な基本的要素」と定義される（佐々木ほか2018：158）。すなわち、すべての学生が満たさなければならない、コースを修了するために必要な、いわば汎用的な能力、知識、スキルを意味するが、コース修了のための必要条件やスタンダードではない[6]。

例えば、作業療法士の資格を取得するためのコースを修了するためには、患者の身体を支えるために、通常、四肢が問題なく動くことが求められる。身体障害のある者がコースの入学を希望する場合、例えば器具等の装着により四肢の運動に支障がなければ、すなわち、調整により求められる動きが可能であれば、その調整は合理的と判断され、必要な支援が提供される。しかし、支援を提供してもその運動が難しければ、それ以上の調整は、過度な負担と判断される。このように、固有の必要条件は、障害の程度や本人の希望、受け入れ環境等に応じて個別の対応を求められる合理的調整を決定する上で、確認すべきポイントを明確にする枠組みと考えられる（佐々木ほか2018：158）。

高等教育機関におけるIRの策定は、看護・医学分野のコースでの取り組みに端を発するが（Brett et al. 2016）、近年では、他の学部・学科もしくはコースや、大学全体で求められる条件として提示されるケースもある。佐々木ほか（2018）によれば、オーストラリアの39の大学（当時）すべてに障害学生支援室が設置されており、またIRに言及している大学も33大学（84.6％）あった。また、各大学の教育組織において、IRの細目規定を公開している大学も、19大学（48.7％）ある。看護学、医学、ソーシャルワーク学と対人援助系の教育組織における公開が多く見られたが、今後、すべての教育組織においてIR細目規定の公開を目指している大学も複数存在したという。

著者の聞き取り調査によれば、IRは、大学全体の基準に照らして各学部・学科・コース等で策定するものだが、特に専門職資格基準との関係で求められることから、各専門職団体の意向を考慮しているという。そのため、特に資格取得とはかかわりのない分野・領域においては、IRの策定は今後も大学（もしくは学部・学科）の対応次第と言えそうだが、一定の枠組みが明示されることは、何が求められているのか、また何が「合理的」なのかについて、障害学生および大学の双方が共通認識を持つ上で、大変重要だと考えられる。

4.2　大学における障害学生に対する支援の現状
―訪問調査からうかがえること

本調査において、オーストラリアでは、ビクトリア州にある2大学を訪問した。D大学[7]は、1800年代半ばに設立された、州都メルボルンにある総合大学である。学生総数は約53,000人で、うち学部生が24％、留学生は約半数を占める。教職員数は、教職員および専門・事務職員あわせて約10,000人である。

オーストラリアの大学では、DDAおよび「教育における障害基準」に基づき、障害学生支援にかんするアクション・プランが策定されており、D大学でもそれに従い支援が提供されている。D大学には、障害種別ごとに「公正アドバイザー（Equity Adviser）」が配置されており、支援が必要な学生には学業上の調整計画（Academic adjustment plan）の作成を行っている。支援を受けるには、イギリス、カナダと同様に、正式な書類の提出が求められる。

現在、D大学では、約4,500人の学生が合理的調整の対象だという。しかし、担当者の話によれば、近年では、精神疾患や学習・発達障害など、外見からはわかりにくい問題をかかえている学生も増えており、合理的調整が必要な学生のうち1/7程度は申請自体していないとのことであった。そのため、必ずしも配慮や支援の必要はない一時的な状態が学習に影響を与えるケースも出ており、かれらも考慮の対象に含める必要があるという。また、身体・視覚・聴覚障害等の場合、昨今のテクノロジーの発達により支援の幅は広がっているものの、財政的負担が大きい、支援の提供のためにさらなるサポートワーカーが必要とされる等、新たな課題も生じている。大学

として、何をどこまで提供するのかは個別の事例により異なるが、だからこそ、全体の労力やコストを抑えるためにも、UDLで掲げられる、すべての学習者を対象とした、より包摂的な取り組み（inclusive pedagogy）が必要だと考えられている。

一方、メルボルン近郊に位置するE大学[8]は、1950年代後半に創設された総合大学である。学生総数は、約86,500人である。このうち留学生が1/3を占めるが、これは、マレーシアをはじめ、国外に持つ複数のキャンパスに在籍する者を含むものである。学部生の割合が約7割と、D大学とは対照的に、高い。教職員数は約2万人で、教員と専門職・事務職員の割合は、ほぼ1対1である。

E大学において、障害学生支援に携わる専門の職員は7名である。DDAおよび「教育における障害基準」に基づき、調整が必要だと申請のあった学生に対し、支援を提供している。政府からの財政支援の対象は国内学生に限られるが、留学生に対しても、登録のある学生に対しては、DDAおよびスタンダードの規定に照らして、試験時間の延長や休息のための場所の確保等、適切な支援を提供するようにしている。現在、調整・支援を受けている学生のほとんどが、精神疾患を理由とするものである。そのため、E大学では、かれらに安心・安全な学習環境を保障するために、精神科医への受診の補助や24時間の電話窓口の設置等を行っている。

また、教職員に対しては、インクルーシブ教育推進のためのツールとしてガイドブックを作成し配布するとともに、ベスト・プラクティスの共有を図る等、UDLの考え方の浸透に努力している。同大学の教員の話によれば、障害学生支援を担う部署とは別に、大学教育の質向上を担う他の部署でも、関連のFD等が行われており、教員の積極的な参加も求められていると言う。しかし、特に1年生を主な対象とする語学教育の場合には、1クラスの人数も多く、教員がすべてに対応するのは難しい。個別対応が必須とされる障害学生に対する支援を充実させるためには、教員に対するFD等はもちろんのこと、物理的・実質的な支援のあり方も、今後は検討していく必要があるだろう。

5. おわりに―まとめにかえて

本稿では、これまで、イギリス、カナダ、オーストラリアの大学におけ

る障害学生支援の取り組みと現状を、日々支援にあたる担当者に対する聞き取り調査で得られた情報を中心に、紹介してきた。ここでは最後にまとめとして、それぞれの国・地域の特徴と、共通に見られた取り組みや姿勢および直面する課題について整理したい。

まず、それぞれの国･地域の特徴として、同じ社会モデルに依拠しつつも、「合理的配慮・調整」が求められた背景やその意味にちがいがあることを指摘できる。イギリスは、社会モデルの提唱国として、障害者差別禁止を主導してきたが、障害者の権利は、現在、平等法により保護されている。大学には、平等法に基づき、必要な合理的調整を予測して、かれらの教育機会を保障するための積極的な措置を講じるよう、体制の整備が求められている。

カナダでも同様に「人権」という観点から障害者の権利保護が規定されているが、合理的配慮が最初に必要とされたのは、宗教差別の事案を扱った事例であった。この背景には、同国における言語・文化的多様性や多文化主義という国是の影響がある。現在、オンタリオ州では、障害者のためのアクセシビリティ法に基づき、雇用や教育等、広範な領域でユニバーサル・デザインの運用が求められているが、このような法整備のあり方も、同国内の多様性を反映したものと考えられる。

一方、オーストラリアでは、合理的調整がいかに「合理的」であるかを提示するために、特に専門職資格が求められる分野・領域では、IR（固有の必要条件）が定められ、関係者間での共有が図られている。合理的調整を必要とする学生が増えるなか、他の学生への影響や大学が負うべき負担を考慮し、一定の基準に基づき適切な支援が提供されることは、障害学生にとっても、また大学としての教育の質を維持する上でも、重要かつ必要なことだと考えられる。

以上のように、各国･地域における考え方･対応に相違は見られるものの、いずれの国・地域にもおいても、社会モデルの立場から障害者の権利を保護し、かれらに対する差別を禁止する姿勢はかわらない。また、外見からはわかりにくい精神疾患や発達・学習障害を抱える学生が急増している。さらには、それゆえに、障害の登録ができない、障害や疾患を証明することが難しい学生に対する支援が必要との認識も共通にある。しかし、いずれの大学における聞き取り調査でも聞かれたことだが、合理的調整・配慮、

さらには考慮には、その申請から具体的な対応に至るまで「個別」対応が必須であり、相応の時間や労力を要する。だからこそ、いずれの国・地域でも、インクルーシブな教育・学習環境や学びのユニバーサル・デザインの構築が求められているのだが、大学がインクルーシブであればあるほど、より一層、これまでの教育・支援のあり方に大きな変更を求められるのも事実である。学習者の個別の背景やニーズを考慮しつつ、いかに大学教育の質を維持できるのか、難しい問題ではあるものの、その手段について、真剣に検討すべき時期に来ていると言える。

引用文献

青木和子・石田久之・天野和彦（2001）「英国高等教育機関における障害者支援体制『筑波技術短期大学テクノレポート』No.8，pp.217-221.

石尾絵美（2008）「障害の社会モデルの理論と実践」『技術マネジメント研究』7，pp.37-49.

是枝喜代治（2014）「イギリスにおけるインクルーシブ教育の実際―Education Villageの視察からー」『ライフデザイン学研究』10，pp.265-282.

佐々木銀河・田原敬・五味洋一・青木真純・宮内久絵・岡崎慎治・野呂文行・竹田一則（2018）「オーストラリアの大学における固有の必要条件の調査―障害学生に対する合理的配慮の提供プロセスの明確化に向けてー」『特殊教育学研究』56（3），pp.157-168.

品田彩子・岡典子（2016）「1980年代前半カナダにおける障害者に対する雇用上の合理的配慮の特質―宗教行為に対する合理的配慮との比較検討―」『障害学研究』40，pp.29-41.

杉山有沙（2017）「イギリス2010年平等法における予測型合理的配慮義務の不履行禁止と公的セクター平等義務の構造上の関係」『早稲田社会学総合研究』第17巻第3号，pp.15-37.

竹田紘子（2007）「オーストラリア障害者差別禁止法（DDA）における運用上の『合理的配慮（Reasonable Adjustment）』と『過度の負担（Unjustifiable Hardship）』―雇用上の配慮と制約規定」『北星学園大学大学院社会福祉研究科北星学園大学大学院論集』10号，pp.1-21.

三好智子（2019）「ケンブリッジ大学Disability Resource Centreの取り組み

から発達障害学生の支援について考える」『高等教育と障害』1（1），pp.84-97.
Australian Government (2006) Disability Standards for Education 2005 plus Guidance Notes, Commonwealth of Australia.
Brett, M., Harvey A., Funston A., Spicer R., and Wood A. The Role of Inherent Requirement Statements in Australian Universities, La Trobe University.
Disabled Students UK (2023) Disabled Students UK’s Access Insights Report 2023: Framework and Baseline.
Hubble, S. and Bolton, P. (2021) Support for disabled students in higher education in England, House of Commons Library.

注：

[1] 平等法は、既存の九つの差別禁止法を整理・統合した法律で、具体的には、年齢、障害、性適合、婚姻および市民的パートナーシップ（同性婚）、人種、宗教・信条、性別、性的指向を理由とする差別を禁止している。

[2] しかし、1995年のDDAにおいても、各高等教育機関においては、障害者の受け入れ及びその教育体制についての方針をまとめ、後述する障害学生手当を管理する高等教育財務評議会（Higher Education Funding Council of England: HEFCE）に報告する義務はあった（青木・石田・天野2001：217）。

[3] 聞き取り調査は、A大学にて、2023年3月7日（火）12:00-13:00に、障害学生サービス部門の担当者1名に対し行なった。

[4] 聞き取り調査は、B大学にて、2024年3月13日（水）13:00-14:00に、アクセシビリティ・センターの担当者3名に対し行なった。

[5] 聞き取り調査は、C大学にて、以下の日時・対象者に行なったものである。2024年3月14日（木）15:30-16:30アカデミック・アドバイザー 1名、翌15日（金）14:00-14:40教育学習センターの担当者1名、15:00-15:40ウェルネスセンターのカウンセラー 1名

[6] 文化的・宗教的配慮等の理由で調整を必要とする場合もある。ただし、いかなる調整も固有の必要条件の本質を、根本的に変えてはいけない。

[7] 聞き取り調査は、C大学にて、2023年8月15日（火）14:00-15:00に学生支

援担当の職員1名に対し行なった。

[8] 聞き取り調査は、E大学にて、2024年8月22日（木）11:00-12:00に、障害学生支援担当の担当者1名に対し行なった。

Ⅲ.韓国の障害関連法案と「合理的配慮」運用上の特徴

－韓国の大学での聞き取り調査の結果をもとに－

鄭　　惠　先

1．はじめに

本稿では、まず、韓国における合理的配慮にかかわる法整備について整理し、そこから見えてきた「韓国の合理的配慮にかかわる３つの特徴」について述べる。とりわけ、データをもとに日本の現状との比較を行うことで、日本や欧米諸国とは異なる韓国の現状を明らかにする。つぎに、2023年9月に韓国の大学に出向いて行った関係者への聞き取り調査の結果から明らかになった「韓国の大学等における合理的配慮の現状」について報告する。

韓国で合理的配慮にかかわる法律の中軸にあるのは、「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律（장애인차별금지 및 권리구제 등에 관한 법률、略称、障害者差別禁止法）」である。以下の「障害者差別禁止法」の法制定までの経緯からわかるように、韓国では、2006年に国連の権利条約が採択される前から障害者団体による市民運動が積極的に行われていた。そういった市民の活動に後押しされる形で2007年に「障害者差別禁止法」が制定され、リーズナブルアコモデーション（Reasonable Accommodation）という概念も早い段階から国内に導入されたと言える。

2001年	「開いたネットワーク」による障害者差別禁止法の草案の発表
2002年	「障害者権益問題研究所」による立法の請願
2003年	「障害者差別禁止法制定推進連帯」の発足
2006年	「権利条約」が国連総会で採択
2007年	「障害者差別禁止及び権利救済等に関する法律」（略称、障害者差別禁止法）の公布

（韓国障害者開発院 2018:31< 表Ⅲ -1> を改変）

ちなみに、日本では、2006年の権利条約の採択が引き金となって国内の法整備が始まり、2013年に国連の権利条約の方針を積極的に反映する形で「障害者差別解消法」が整えられた。両者を比較すると、韓国における法整備までの流れは日本のそれとは異なることがわかる。

2. 韓国の「合理的配慮」にかかわる3つの特徴

韓国の障害者関連法律、ひいては合理的配慮の提供には、「用語」「視点」「方針」の３つの観点からその特徴が見られる。それは、前述した成立の背景から起因した部分も少なくない。これに関連しては、すでに鄭(2022)でも触れているが、あらためて簡単に紹介する。

まず１つ目の特徴は、合理的配慮の「用語」である。2007年に制定された韓国の「差別禁止法」では、権利条約のリーズナブルアコモデーションという概念が、それまで一般的だった「合理的配慮（합리적 배려）」「合理的便宜(합리적 편의)」という用語から「正当な便宜（정당한 편의)」へと変更されて正式導入されている。その背景に、「合理的配慮」という用語が提供者の義務を強調しているという障害当事者団体からの指摘があったと言われている（金2016:68)。このように、法整備の過程において、積極的に障害当事者の意見を反映し障害者の権利をより強調している点は、韓国における合理的配慮にかかわる一つの特徴と言える。

２つ目の特徴は、障害を捉える「視点」である。＜Ⅰ.研究の概要と本特集の構成＞で述べているように、国連の権利条約の中心にあったのは、当時の欧米諸国の障害に対するムーブメントから強い影響を受けた、障害を社会が作り出す障壁として捉える「社会モデル」アプローチである。これに対して、権利条約以前から障害当事者による市民運動が盛んだった韓国では、障害を病気・事故などから生じる個人の問題とみなす、従来の「医学モデル」をもとにした議論が長い間続いてきた。このような視点は、「障害者差別禁止法」の条文にもそのまま反映されている。たとえば、第2章第2節第14条に書かれた「教育現場における正当な便宜供与義務」の詳細を見ると、「通学及び教育機関内でのアクセスに不利益が無いように」「視・聴覚障害者の教育に必要な各種障害者補助器具等の意思疎通手段」といった、身体的障害に関する記述が大半を占めており、合理的配慮の対象が身体的障害に偏っていることは明らかである。

３つ目の特徴は、実際に合理的配慮を提供する現場における「方針」である。権利条約の第２条（障害差別と合理的配慮の定義）には合理的配慮の対象について「特定の場合に必要とされるもの」という記述がある。権利条約の方針を引き継ぐ日本の政策においても、合理的配慮を「個々人で異なる『個別化された概念』」として捉えている（川島2008:38）。つまり、合理的配慮の提供は、一人ひとりの状況と症状にあわせて柔軟に対応していくものだという考え方である。一方、韓国ではこれまで「障害者登録制度」を基準とした行政からの一元的な支援体制が中心となってきた。このような運用の方針は「ポジティブ・アクション」、いわゆる「積極的格差是正措置（affirmative action）」に集中した画一的な運用へつながりやすく、権利条約や日本の政策の根底にある意識とのズレが見られる。

以上、韓国の合理的配慮にかかわる特徴について、合理的配慮を示す用語、障害を捉える視点、合理的配慮の運用上の方針という３つの観点から述べた。このような欧米諸国や日本との違いが、実際の教育現場における合理的配慮の運用にも大きな影響をもたらすということは十分予測されるものである。よって、第３節では、韓国の高等教育機関における合理的配慮の現状についてデータをもとに述べる。

3.　韓国の高等教育機関における「合理的配慮」の現状

ここでは、韓国の高等教育機関における合理的配慮提供の実態を、数値的データから見ていく。そのために、韓国と違って社会的モデルにもとづいた支援をめざす日本との比較を試みる。

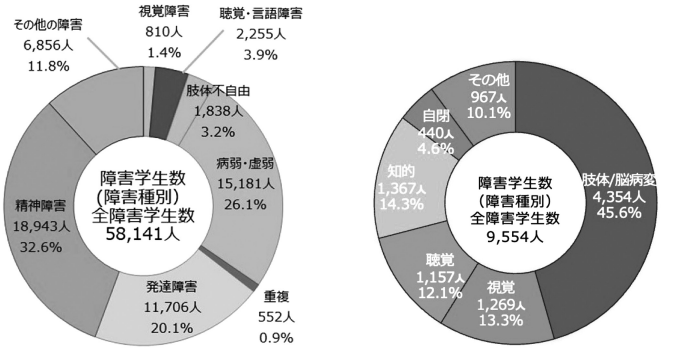

日本学生支援機構（2024）　　韓国教育部国立特殊教育院（2023）をもとに作図

【図１】日韓の高等教育機関における障害学生の種別（2023 年現在）

【図１】は、日韓両国の大学教育にかかわる機関が調査した高等教育機関に在籍する障害学生の人数を種別にまとめたものである。左図は日本学生支援機構（JASSO）が実施した2023年5月現在の日本の大学等における実態調査結果によるもので、右図は日本の文部科学省に当たる韓国教育部の国立特殊教育院が2023年6月～ 11月に実施した韓国の大学等における実態調査結果をもとに、日本との比較を目的に筆者がわかりやすく作成したグラフである。この実態調査の対象は、日本の方では、大学院等を含む大学と、短期大学及び高等専門学校の全学校数1,168校の全学生数3,247,212人で、韓国の方では、大学院等を除く大学、短期大学、高等専門学校及び通信大学の全学校数414校の全学生数2,024,957人である。調査対象の学校数は韓国の方が日本の半分に満たないが、全学生数は６割強という状況である。

このデータから、日韓の間で２つの大きな違いが見て取れる。ひとつは「全学生に対する障害学生の割合」で、もうひとつは「全障害種別に対する身体的障害の割合」である。前者については、日本の障害学生の割合が1.79%、韓国の障害学生の割合が0.47%で、２倍以上の差がある。日本に比べて韓国の高等教育機関に在籍する障害学生が明らかに少ないことがわかる。後者については、それぞれ種別の呼び名に若干の違いはあるものの、日本の方では、視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱の４種をあわせた割合が34.6％なのに対して、韓国の方では、肢体・脳病変、視覚、聴覚の３種をあわせた割合が71%で、圧倒的に韓国の方で身体的障害の割合が高いことがわかる。

このように、韓国の高等教育機関に在籍する障害学生数が少なく、さらにその多くが身体的障害に偏っている現状の背景に、前述した合理的配慮の提供にかかわる韓国の３つの特徴が関係していることは想像に難くない。

【図２】は直近５年間の日本の大学等における障害学生在籍率の障害種別の推移である。とりわけ「精神障害」の割合がほかの種別に比べて著しく年々増えてきていることがわかる。精神障害には、総合失調症等をはじめ、気分障害、神経症性障害等、摂食障害・睡眠障害等といった非永続的または間欠的な傾向の疾患が多く含まれている。

おそらく韓国の教育現場においても、精神障害によって合理的配慮が必要とされる学生の数は少なくなく、増加傾向にあると推測される。とりわけ、不安障害やうつ病などの場合、自分でも知覚が足りなかったり明確な

判断が難しかったりするグレーゾーンの人が少なくない。しかし、医学的モデルという視点と行政からの一元的な支援体制という方針のもとで、身体的障害を合理的配慮提供の中軸において法律が整えられ、国の障害登録制度が設計されてきた韓国の現状から鑑みて、【図１】の実態調査結果に不安障害やうつ病などの精神障害の量的増加が正しく反映されたとは考えにくい。

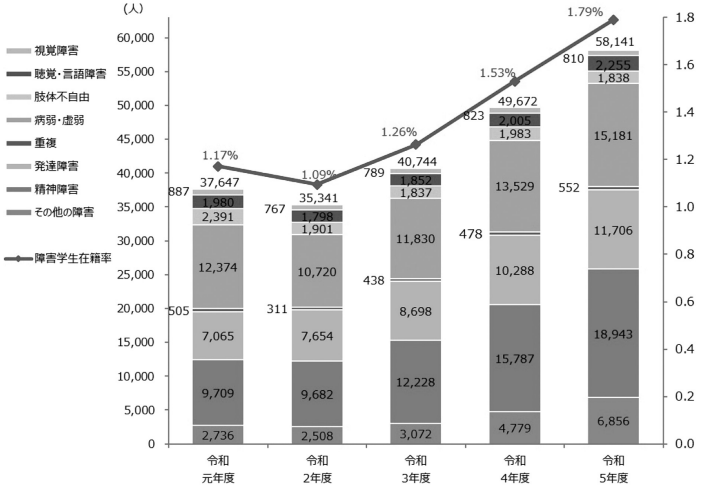

【図２】日本における障害学生数と在籍率の障害種別の推移

（日本学生支援機構 2023）

ちなみに、【図２】の日本の大学で合理的配慮の提供を受ける障害学生の数には、障害者手帳等を有している「障害学生」のみならず、障害者手帳や診断書などの証明がなく、個別の申し出に応じて支援を行なっている「支援障害学生」も含まれている。後述するが、このような合理的配慮の提供対象についても、韓国と日本の運用方針には根本的な違いがある。

以上のような考察をもとに、実際の韓国の大学では合理的配慮がどのように提供、運用されているのかその実態を探るべく、2023年9月に韓国の大学へ出向き、聞き取り調査を行った。第４節では、それぞれの大学で合理的配慮にかかわる業務を担当する関係者への聞き取り調査から見えてきた現状について詳述する。

4. 韓国の大学における「合理的配慮」にかかわる支援体制

韓国の大学等の高等教育機関における合理的配慮の提供は、2007年に制定された教育部法令「障害者等に対する特殊教育法（장애인 등에 대한 특수교육법、略称、特殊教育法）」の第５章高等教育の条項にもとづいて行われている。この法律では、各大学に「特別支援委員会」と「障害学生支援センター」の設置・運営が義務づけられている。この「特殊教育法」は、2022年10月に大幅な改正が行われ、個人の需要に合わせた支援計画を立てる「個人別教育支援計画」の義務化と、国による統合的支援のための機関である「障害者高等教育支援センター」の設置が新たに追加された。とりわけ前者の改正は、これまでの医学モデルにもとづいた一元的な支援体制から脱却し、個人の障害特性を重視した個別支援に力を入れようとする政策の転換が見受けられる項目として注目に値する。

このような法律のもとで、韓国の各大学ではどのように障害学生への支援体制が整えられているのかを調べた。まず、【表１】に今回の聞き取り調査に協力してくれた４大学の概要を示す。大学によって障害登録者数に大きく差があることがわかるが、その背景については各大学の詳細で後述する。

【表１】聞き取り調査を行った４大学の概要

	ソウル所在の国立大学(A)	首都圏の国立大学(B)	地方都市の私立大学(C)	地方都市の障害大学(院)生支援圏域別拠点大学(D)
学部学生数	21,432名	15,655名	28,090名	21,395名
障害登録者数	70名 *22年度は身体障害が80%	82名 *障害種別は多様	6名 *発達、精神障害	266名 *障害種別は多様、80～90%が重症
面談者	障害学生支援センター委員、障害大学院生、学習支援センター研究員	障害学生支援センター職員、大学生活相談センター専門官、師範大学教員	障害学生支援センター長兼学生相談センター長、障害学生支援担当職員、人文学部教員	障害学生支援センターの行政室長、職員、特殊教育科教員

※学部学生数は、韓国大学教育協議会大学情報公示センターウェブサイトによる。

国の法律にもとづき、この４大学すべてに障害学生支援センターが設置・運営されていた。この支援センターは、障害学生特別支援委員会の運営、障害学生管理、進路関連支援業務、チューター学生に対する教育、実態調査、

教員への研修などの業務を主に行う。

障害学生に提供される具体的な支援の内容には、主に図書館、宿舎などの生活空間における「生活支援」と、移動車両提供、点字教材作成などの「学習支援」がある。これらの障害学生への支援活動に、４大学ともに勤労奨学生を積極的に活用したチューター制度を設けていることが印象的であった。また、授業における試験時間の延長や課題の代替など、学生が勉学上の合理的配慮を受けるためには、公式文書による担当教員への調整依頼が必要だが、その公式文書の発送業務を担当するのもこの支援センターである。

今回の調査では、障害学生支援センターに勤めている専門相談員、そして支援センターではなくほかの相談センター等で学生相談や学習支援業務を担当する教職員、そして特殊教育の専門教員などと面談を行った。

各大学の事例を細かく見ていく前に、今回の聞き取り調査から共通して見えてきた支援体制の全体像について述べる。まず、韓国の大学では、授業で合理的配慮を必要とする学生がいた場合、日本と同じく、支援センターから「教授学習調整案内文」「障害大学生学習支援協助要請案内文」といった正式な依頼文書を教員宛に発送して学習調整を求める手続きを取ることになっている。ただ、４大学共通の原則として、合理的配慮提供の対象は、あくまでも国が定める障害登録者のみであって、行政上の登録がない軽度の学習障害や不安障害、うつ病などの非永続的または間欠的な疾病の学生は対象にならない。

前述したとおり、日本では障害者手帳等を有する障害学生はもちろん、診断書提出や根拠資料がない「支援障害学生」も合理的配慮提供の対象になっている。これは、国連の権利条約と方針をともにする欧米でも同じである。これこそが、前述した韓国の合理的配慮にかかわる３つの特徴に影響された、他国とのもっとも大きな運用上の違いだと言える。

しかしながら、【図２】で示した日本の推移と同じく、近年、韓国の大学においても障害登録のないグレーゾーンの学習障害や精神障害などの学生が増えていることは、今回の調査に協力してくれた関係者へのインタビューからも明らかになっている。韓国の大学では、そういった学生への対応は、障害学生支援センターとは別に、学生相談センターや学習相談室といった機関が行うことが一般的である。そこで行われる支援は、心理的

なカウンセリングや学修能力の向上などを目的としたメンタルケアが中心で、授業での合理的配慮の支援業務は行なっていない。つまり、軽症または一時的な精神障害を抱えている学生は、大学が全学的に提供する合理的配慮の対象から漏れていることになる。これは、今回調査を行った４大学ともに共通する体制であった。ここから、今回調査した各大学の状況について、関係者へのインタビューをもとに詳述する。

4.1　ソウル所在の国立大学(A)

この大学は研究中心大学で、大学院生の人数をあわせると、今回調査を行った大学の中でもっとも規模の大きい大学である。この大学の特徴としては、学生相談と支援に関わる学内の４つの機関が一堂に集まって諸問題を議論する全学的な協議会組織があるというところである。大規模の国立大学ならではの組織体制であると言えよう。中でも、もっとも規模が大きくて中核的な機関は、全学生対象のメンタルケアを主な業務としており、障害学生に対する学習調整等の支援にはかかわっていない。

障害学生支援センターに所属する専門委員の話によると、近年、学習障害、精神障害などを抱える外国人留学生が増えてきている。そういった韓国の障害登録を持たない外国人学生から合理的配慮提供の要請があった場合は、特別委員会の承認を経て個別に対応しているとのことである。結果的に、外国人留学生と障害登録のない国内学生との間に、合理的配慮の提供におけるタブルスタンダードが生じる。現状としてはこれについての明確なガイドラインがなく、対策が急がれている状況だという。

4.2　首都圏の国立大学(B)

障害学生支援センターとは別に、学生生活相談センターが学生への心理的な支援業務を賄っている。そこでは、全学対象のさまざまな大規模調査を通して、心理的危険群を積極的に発見、管理する体系的なヘルスケアシステムが構築されており、調査と追跡管理の範囲や規模、広報の様相などから非常に手厚いメンタルサポート体制が備わっていることがわかった。今回調査に協力してくれた相談員の話では、相談センターから担当教員への配慮申請は、相談心理学会の倫理規定上不可能で、障害登録をしていない不安障害やうつ病などの学生は、センターを通さず、個別に担当教員と

合理的配慮について相談しているだろうとのことである。

4.3　地方都市の私立大学(C)

この大学は、【表１】に示したとおり学部学生数3万人弱の大規模大学だが、2023年の障害登録学生はわずか6名で、例年その数は少ないと言う。前述した２つの国立大学とこの私立大学との登録学生数の差が激しく、ここから国主体での一元的な政策に影響されやすい国立大学を中心とした支援体制の様子が伺える。今回面談した障害学生支援センター長は、学生相談センター長、学生課長までを兼任しており、ここからも支援業務が小規模であることが推測できる。このように登録人数が少ないので、学生への直接的な支援よりは、国がすべての大学に義務づけている障害認識改善教育が主な業務になっている。また、不安障害やうつ病などの学生に対する配慮については議論すらないのが現状である。担当者の話で印象的だったのが、「障害登録無しの学生に対する授業での合理的配慮の提供は、一種のプライオリティーパスとして悪用される可能性があるのではないか」という発言である。

4.4　地方都市の「障害大学(院)生支援圏域別拠点大学」(D)

この大学は、韓国政府から支援を受けて運営している特殊教育に特化した全国の３大学中の１つである。【表１】に示したとおり、学部学生数は２万人余りだが、大学に登録されている障害学生数は2023年基準で266名で、その８割以上が重症の障害を抱えている。チューター登録をしている勤労奨学生も120名もいて、教職員との連携のもとでさまざまな支援が行なわれている。しかし、他の大学と同じく、メンタルに問題を抱える学生に関する対応は障害学生支援センターではなく学生相談センターが受け持っており、ここでは、心理的なケアを主な業務とし、授業での合理的配慮の提供は担当していない。特殊教育科の教員とのインタビューでは、将来的にすべての授業においてユニバーサルデザインにもとづく授業設計を目指しているという話があった。前述した (C) 大学の支援担当者の発言と比べると、それぞれの大学の実情によって合理的配慮の提供に対する意識にも大きな違いが見られる。

5. おわりに

以上、韓国の合理的配慮にかかわる３つの特徴をもとに、日本や欧米諸国とは異なる韓国の大学における合理的配慮提供の現状について、日本とのデータ比較と聞き取り調査の結果を通して明らかにした。

そこから、韓国の大学では、国の法律で定められている障害学生支援センター、特別支援委員会の設置、運営が徹底されている一方で、それはあくまでも国の障害登録者に限っての合理的配慮の提供であり、近年急増している不安障害やうつ病などの非永続的または間欠的な精神障害の学生からはアクセスしにくい現状が浮き彫りになった。また、政府主導型の一元的な支援体制の傾向が強く、国の政策に付随して体制作りがなされやすい国立大学と、そうでない私立大学では、在籍する障害学生の人数はもちろんのこと、関連機関の業務や認識にもかなりの差があることがうかがえる。しかし、2022年に改正された特殊教育法では「個人別教育支援計画」の義務化が追加されるなど、医学的モデルから社会的モデルへの舵取りと捉えられる場面も見受けられる。ユニバーサルデザイン社会の実現を謳う現代のグローバル社会において、今後も韓国では障害者政策と合理的配慮の運用上の模索が続くと予測される。

＜参考文献＞

川島聡（2008）「障害者権利条約における障害差別禁止と合理的配慮」障害者職業総合センター編『障害者雇用にかかる「合理的配慮」に関する研究―EU 諸国及び米国の動向―』調査研究報告書 No. 87、pp.33-55

韓国教育部国立特殊教育院 한국 교육부 국립특수교육원（2023）『2023障害大学生教育福祉支援実態調査最終報告書（別冊）장애대학생 교육복지지원 실태조사 최종보고서(별책)』

韓国障害者開発院 한국장애인개발원（2018）『韓国と日本の障害者差別禁止法制比較研究 한국과 일본의 장애인차별금지 법제 비교연구』

韓国大学教育協議会大学情報公示センターウェブサイト「大学アリミモバイル대학알리미 모바일」https://m.academyinfo.go.kr/index.do（2025/01/07アクセス）

金仙玉（2016）「韓国の教育現場における「正当な便宜」の運用実態の考察

－「合理的配慮」との違いに着目して－」『海外社会保障研究』193、pp.68-76
鄭惠先(2022)「韓国における合理的配慮」平田未季・赤井佐和子・ニアールハートネット・髙橋彩・青木麻衣子・鄭惠先(著)『国際教育研究部 ブックレット9 諸外国の大学における「合理的配慮」をめぐる対応と教育支援』北海道大学高等教育推進機構国際教育研究部、pp.83-93
日本学生支援機構（2024）『令和5年度（2023年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書』